

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

「一〇六 略」

七 令第二十九条第一号に掲げる事項次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ 業務上の提携を行う場合にあつては、当該業務上の提携の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による当該連動子会社の売上高の増加額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 「略」

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合、新たに当該相手方に取得される株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) 「略」

ロ 業務上の提携の解消を行う場合にあっては、当該業務上の提携の解消の予定日の属する当該連動子会社の事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による当該連動子会社

2 子会社連動株式に係る売買等をする場合における法第六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち連動子会社の同項第五号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

「一〇六 同上」

七 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 業務上の提携により相手方に株式を新たに取得される場合、新たに当該相手方に取得される株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であると見込まれること。

(3) 「同上」

ロ 「同上」

の売上高の減少額が当該連動子会社の最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる場合においては、当該(1)から(3)までに定めるものに該当すること。

(1) 「略」

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合、当該相手方に取得されている株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（発行済優先出資を含み、自己株式及び自己優先出資を除く。）の総数の百分の五以下であること。

(3) 「略」

(1) 「同上」

(2) 業務上の提携により相手方に株式を取得されている場合、当該相手方に取得されている株式の数が当該連動子会社の最近事業年度の末日における発行済株式（発行済優先出資を含む。）の総数の百分の五以下であること。

(3) 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- この府令は、令和七年四月一日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)
- この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
文部科学大臣 盛山 正仁

令 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年

内閣  
文部科学  
厚生労働

省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。
改正前	附則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例) 第三条 施行日から起算して十年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。

附則  
この命令は、公布の日から施行する。

省 令

○総務省令第八十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の二第一項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

総務大臣 松本 剛明

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令  
地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） 第二条の五の五 法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 法第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この条及び次条において「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第	（法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合） 第二条の五の五 法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 法第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この条及び次条において「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第

附則 備考 表中の「」の記載は注記である。 「2 略」 「2 略」	二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育（以下この号において「保育所における保育等」という。）の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。） 「2 略」 「2 同上」
--	--

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。  
2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の五の五第一項（地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の五第二項において読み替えて適用する場合及び同令第二条の五の六において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその地方公務員等共済組合法第七十条の二第一項に規定する子が一歳に達する組合員（地方公務員等共済組合法施行規則第二条の五の五第二項において新規則第二条の五の五第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては施行日以後に休業することとする一の期間の末日とされた日が到来する組合員とし、同令第二条の五の六において新規則第二条の五の五第一項の規定を準用する場合にあつては施行日以後にその当該子が一歳六か月に達する組合員とする。）について適用する。

○厚生労働省令第二百二十八号  
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の三第一項の規定に基づき、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和六年九月二十七日  
厚生労働大臣 武見 敬三  
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令

改正後	改正前
（令和五年度から令和十年度までの間における標準報酬平均額の算定のために必要な事項の報告） 第二条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七	（令和五年度から令和八年度までの間における標準報酬平均額の算定のために必要な事項の報告） 第二条 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七

（傍線部分は改正部分）